



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三谷セキサン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三谷 進治
(コード番号 5273 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 増山 憲一
(電話番号 0776-20-3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成27年6月12日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 37 条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。

なお、第 37 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(損害賠償責任の一部免除) 第 37 条 当社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる (2) 当社は、 <u>社外取締役及び社外監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	(損害賠償責任の一部免除) 第 37 条 当社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる (2) 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> 及び <u>監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 12 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 12 日 (金)

以 上